

子どもの人権問題に関して法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた主な事例

1. 学校におけるいじめ事案(1)

◆小学生が、同級生からいじめを受けているにもかかわらず、学校が十分な対応を行わないため、不登校状態になったとして、親から法務局に相談がされた事案である。

被害者側と学校側の関係が悪化していたことがわかれたことから、法務局が間に入って両者の意思疎通を図るなどした結果、信頼関係が回復し、被害者の不登校状態が解消されるに至った。また、法務局は、被害者が所属する学級を対象として、人権擁護委員による「人権教室」を実施し、「思いやりの気持ち」などについて考えてもらう機会を設けた。

(措置:「調整」)

2. 学校におけるいじめ事案(2)

◆高校生である被害者の同級生から、被害者がいじめを受けていることを学校に相談したにもかかわらず、学校が十分な対応を行わないため、いじめが継続しているとして、「子どもの人権110番」に相談がされた事案である。

法務局は、学校に対して、本人との面談によるいじめに係る経緯等の確認と解消のための対応を働きかけたところ、生徒に対する見守り体制が構築されるに至った。その後、被害者の状況を確認したところ、いじめは解消し、学校で楽しく過ごしているとのことであった。

(措置:「援助」)

3. 学校におけるいじめ事案(3)

◆小学生から、同級生からいじめを受けているとして、「子どもの人権SOSミニレター(※)」が送付された事案である。

法務局の調査において、学校は加害児童の行為を把握し、担任が指導するなどの対応を行っていたが、それがいじめであるとの認識がないことが分かった。

そこで、法務局は、学校にいじめとして対応することを要請したところ、学校はこれを了承し、いじめとして加害児童を指導するとともに被害者に対する見守り体制の充実を図った。

その後、人権擁護委員が被害者に学校の状況を確認する手紙をミニレターを同封して送ったところ、クラスは楽しい旨のミニレターが返送され、被害者が安心して学校に通っていることが確認できた。

(措置:「調整」)

※「子どもの人権SOSミニレター」

全国の小中学校の児童・生徒を対象に配布している便箋兼封筒。便箋部分に悩みごとを記入し、切り取った封筒の中に入れポストに投函すると、最寄りの法務局に郵送される。SOSミニレターを受け取った法務局では、人権擁護委員と法務局職員が子ども達の抱える様々な悩みごとに対し、一通一通返事を書いている。

4. 母親の子に対する虐待事案

◆小学生から、母親から髪を引っ張る、蹴る、叩くなどの虐待を受けているとして、「子どもの人権SOSミニレター」が送付され、調査を開始した事案である。

緊急性があると判断した法務局は、直ちに小学校及び児童相談所に連絡した上で、小学校を通じて被害者と面会し、被害状況を確認したところ、被害者が虐待を受けている可能性があると認められたため、その日のうちに小学校及び児童相談所と協議を行い、被害者に対する見守りを徹底するとともに、情報を共有する体制を構築した。

法務局は、その後も関係機関と連絡を取り、被害者と面会するなど、継続して被害者の状況を把握することに努めていたところ、関係機関からの働きかけにより、母親の暴力がなくなり、家庭環境が改善したことが確認できた。

さらに、問題の背景に、子育てによるストレスの可能性がうかがわれたことから、小学校に対し、被害者の見守りのほか、母親へのスクールカウンセラーによる支援を依頼した。

(措置:「援助」)

5. 保育士の保育園児に対する体罰事案

◆保育園児が保育士から体罰を受けたとして、母親から「子どもの人権110番」を通じて法務局に相談がされた事案である。

法務局が調査した結果、当該保育士が、指導の趣旨で、拳で被害者の頭を叩いた事実が認められた。

そこで、法務局は、当該保育士に対し、当該行為は指導の限度を超える有形力の行使に該当するものであり、その不当性を強く認識し反省するよう促し、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。

また、保育園の園長に対し、職員の監督、指導を徹底するなど、再発防止に向けた適切な措置を講ずるよう要請した。

(措置:「説示」「要請」)

6. インターネット上のプライバシー侵害及び名誉毀損

◆難病を持つ子どもの親から、自身のブログに掲載した子の画像等を悪意ある形で転載され、誹謗中傷する内容が書き込まれているとして、法務局へ被害が申告された事案である。

法務局で調査した結果、当該画像等は被害者のプライバシーを侵害し、又は名誉・信用等を毀損するものと認められたため、法務局がサイト管理者等に削除要請を行ったところ、ほぼ全ての画像及び書き込みが削除されるに至った。

(措置:「要請」)